

○伊豆の国市長岡温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則

平成19年3月23日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市長岡温水プールの設置及び管理に関する条例（平成18年伊豆の国市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認方法)

第2条 条例第6条第1項の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、所定の利用料金を納付して、様式第1号による使用券又は様式第2号による使用回数券（以下「使用券等」という。）の交付を受けなければならない。

2 承認は、使用券等の交付をもって指定管理者が承認したものとみなす。

(利用料金の減免)

第3条 条例第12条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による長岡温水プール利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用する者の義務)

第4条 伊豆の国市長岡温水プール（以下「プール」という。）を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 小学校2年生以下の児童及び幼児は、保護者の付き添いを要すること。
- (2) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 危険な遊戯をしないこと。
- (5) その他管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第5条 指定管理者は、事務の効率化及び利用者の利便性の向上を図るために必要な範囲において、第2条第1項及び第3条に規定する手続について、この規則に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成17年伊豆の国市教育委員会規則第25号）第7条第1項の規定により交付された使用回数券は、様式第2号による使用回数券とみなす。

（伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 伊豆の国市長岡温水プールの項を削る。

別表第2 伊豆の国市長岡温水プールの項を削る。

附 則（令和元年7月30日教委規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月25日教委規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）（用紙 縦30ミリメートル 横58ミリメートル）

No.

使用券

（ 用）

円

年 月 日

指定管理者名

様式第2号（第2条関係）（用紙 縦30ミリメートル 横58ミリメートル）

（表紙）

No.		使用回数券
	（	用）
	回券	円
		年 月 日
		指定管理者名

（券片）

No.		使用回数券
	（	用）
		指定管理者名

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長岡温水プール利用料金減免申請書

年 月 日

様

住 所 { 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話番号 ()

長岡温水プールの利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名 (団 体・個 人 名)			
団 体 の 場 合 名 代 表 者 氏 名		電話番号	
使 用 の 目 的			
使 用 人 員	幼児 児童 人 一般 人 計 人 生徒		
使 用 場 所			
使 用 年 月 日	使用時間	使用人員	日別利用料金
年 月 日 ()	時 分～ 時 分	人	※ 円
年 月 日 ()	時 分～ 時 分	人	※ 円
年 月 日 ()	時 分～ 時 分	人	※ 円
年 月 日 ()	時 分～ 時 分	人	※ 円
減 免 の 理 由			
減 免 申 請 額	円	減免後の利用料金	円

様式第1号（第2条関係）（用紙 縦30ミリメートル 横58ミリメートル）

様式第2号（第2条関係）（用紙 縦30ミリメートル 横58ミリメートル）

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（全部改正〔令和4年教委規則4号〕）